

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所指定停止通知書

介護保険法第78条の10及び第115条の19の規定により、次のとおり指定の全部又は一部の効力を停止しましたので通知します。

事業所名称	
事業所の所在地	
主な事務所の所在地	
代表者の氏名	
介護保険事業所番号	
指定又は指定更新年月日	年 月 日
指定の効力を停止するサービスの種類	
指定の効力を停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定の効力を停止する理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。